

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する 特別措置法の概要

法律の目的及び概要

1. 目的

平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講ずる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認させないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<政令で定める日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う>

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

2. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額, 買ったたき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 購入強制, 役務の利用強制, 不当な利益提供の強制

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

③ 税抜き価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において消費税抜き価格を用いる旨の申出を拒むこと

(2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置②

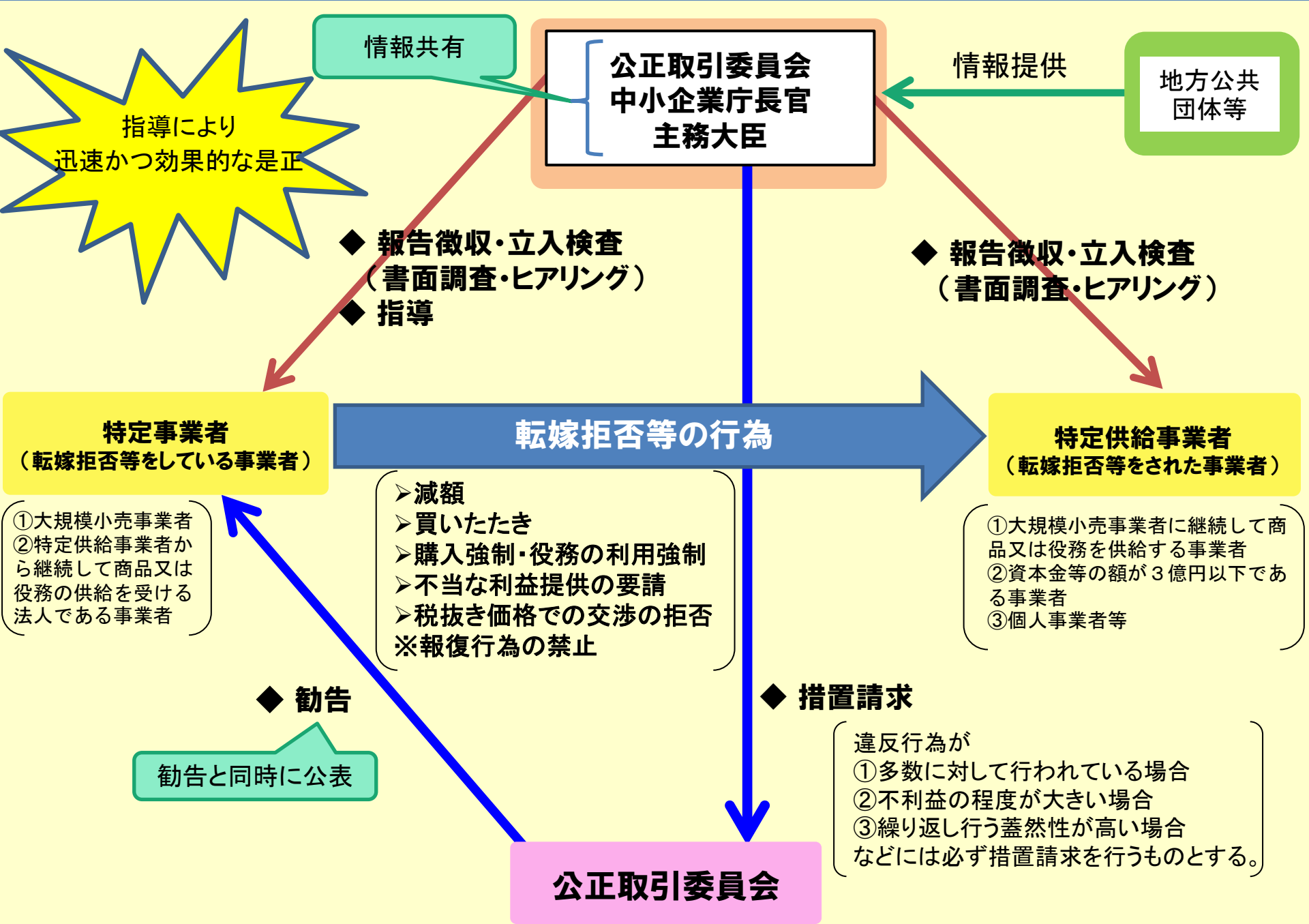
3. 転嫁拒否等の行為に対する検査, 指導等

- (1) 報告・検査（公正取引委員会, 主務大臣, 中小企業庁長官）
特定事業者等に対して報告徴収, 立入検査を行う。
 - (2) 指導・助言（公正取引委員会, 主務大臣, 中小企業庁長官）
特定事業者に対して, 違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。
 - (3) 措置請求（主務大臣, 中小企業庁長官）
違反行為があると認めるときは, 公正取引委員会に対して, 適切な措置をとることを求めることができる。ただし, 違反行為が多数に対して行われている場合, 違反行為による不利益の程度が大きい場合, 違反行為を繰り返す蓋然性が高い場合などには措置請求を行うものとする。
 - (4) 勧告・公表（公正取引委員会）
違反行為があると認めるときは, 特定事業者に対して, 速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し, その旨を公表する。
- (注1) 特定事業者が公正取引委員会の勧告に従ったときは, 独占禁止法による措置はとらない。
(注2) 主務大臣は, 特定事業者又は特定供給事業者の事業を所管する大臣をいう。

4. その他

- (1) 省庁間での情報共有等
公正取引委員会, 主務大臣及び中小企業庁長官は, 違反行為の防止又は是正のために相互に情報又は資料を提供することができる。
- (2) 公正取引委員会等への通知
国の行政機関の長・地方公共団体の長は, 違反行為があると疑う事実について, 公正取引委員会, 主務大臣又は中小企業庁長官に対して, 通知する。
- (3) 都道府県知事等への権限の付与
政令により, 主務大臣の権限の一部を都道府県知事等に付与する。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

1. 制度の趣旨

消費者に誤認を与えないようにするとともに、納入業者に対する買ったときや、競合する小売店の転嫁を阻害することにつながらないようにするため、事業者が消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止する規定を設ける。

2. 事業者の遵守事項

事業者は、以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならない。

(1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」等の表示

(2) 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

「消費税率上昇分値引きします」等の表示

(3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示

※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、内閣総理大臣（消費者庁長官）等が実施（転嫁拒否等の行為に対する勧告、指導等の規定を準用）。

第3 価格の表示に関する特別措置

1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者の事務負担への配慮の観点から、価格の表示について、特別措置を講ずる。

2. 価格の表示に関する特別措置

- (1) 事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)。
- (2) (1)により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、税抜価格又は消費税の額を表示するものとする。
- (4) (3)の場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格の表示については、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は、適用しない。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1. 制度の趣旨

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のため、事業者等が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける(公正取引委員会への届出制)。

2. 独占禁止法の適用除外とする共同行為

(1) 転嫁カルテル: 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

- (例) ① 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
② 消費税額分上乗せした結果, 計算上生じる端数を, 切上げ, 切捨て, 四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

(注) 「本体価格を統一することの決定」は、適用除外の対象にはならない。

※ 参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要

(2) 表示カルテル: 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

- (例) 税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いること
- 「消費税込み価格」と「消費税額」とを並べて表示
 - 「消費税込み価格」と「消費税抜き価格」とを並べて表示

第1 国民に対する広報の徹底

国は、今次の消費税率引上げに際し、事業者が行う消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するよう、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといふ消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

第2 通報した者の保護等に関する万全の措置

国は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、この法律に違反する行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

第3 調査、監視を行うための万全な態勢の整備

国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

1. 法律の公布と施行

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)は、平成25年6月5日に成立し、同月12日に公布された。同法は消費税転嫁対策特別措置法の施行日を定める政令により平成25年10月1日から施行される(内閣府設置法の改正に関する部分は、平成25年6月15日施行。)

2. 法律の適用関係

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、平成25年10月1日以降に行われる転嫁拒否等の行為が規制の対象となる。

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、平成25年10月1日以降に行われる転嫁を阻害する表示が規制の対象となる。

(3) 価格の表示に関する特別措置

平成25年10月1日以降、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じた場合に限り、税込価格を表示しないことが可能となる。

(4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となる。公正取引委員会への届出は、平成25年10月1日以降に可能となる。